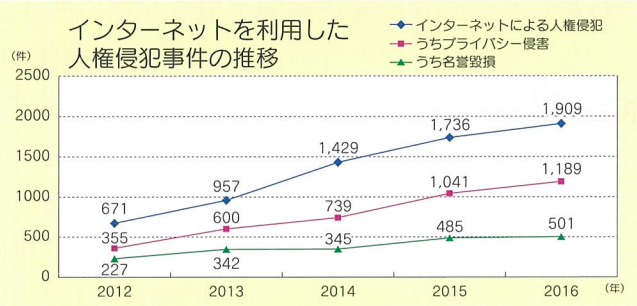


インターネット – 個人情報大切に –



インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板などは、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があり、さらに、匿名性が高く、人の表情が見えないために表現が過激になりがちです。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

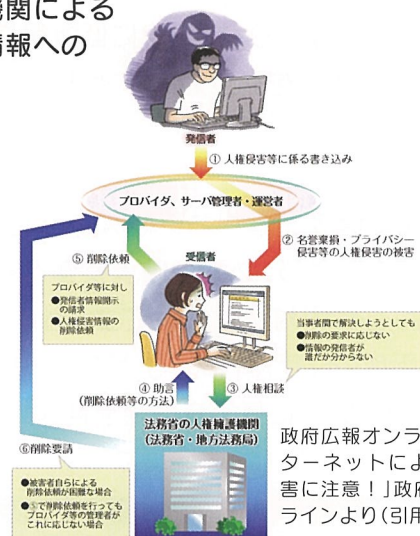
また、一旦インターネット上に掲載された情報は、次から次へと容易に転載されるために、問題が大きくなる場合もあります。情報化が進み、あらゆる情報が電子データにされていますが、「部落地名総鑑」のような差別的な図書もデータ化され、瞬時にばらまかれる危険性もあるのです。

最近では、スマートフォンや携帯電話を所持する子どもが増えており、「使いすぎ」や「無料通話アプリ(LINE等)によるいじめ」などが問題となっています。

画面の向こうにも人がいる

何気ない書き込みなどが意図せず広まり、誰かを傷つけ、時には加害者になるかもしれません。一時的な感情やストレス発散のために書き込んでしまった言葉は、後悔しても取り消せないのです。たとえ書き込みは削除できたとしても、広まった言葉と誰かを傷つけた事実が、被害者だけでなく加害者も一生苦しめることになるのです。

人権擁護機関による人権侵害情報への対応(例)



豊かな生活につなげるには

すべての人の生活を明るく豊かなものにするために、インターネットとの関わり方をみつめなおし、本当の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められています。

性的少数者の問題 – 自分らしく生きられるように –

心の性と体の性が一致しない、性同一性障がいとみられる児童や生徒は、全国で少なくとも600人以上いることが明らかになっています。(文部科学省が2014(平成26)年に学校を対象とした実態調査結果から)この数は氷山の一角にすぎないと考えられていますが、社会での認知度が高まる中、悩みや不安をかかえる子どもたちの姿も見えてくるようになりました。わたしたちには、性同一性障がいについて理解を深めるとともに、不安を抱えた子どもに寄り添い、子どもたちが「自分らしく」生きられるように支援をしていくこと

が求められています。

性的指向及び性自認の問題に関する呼称について

性的指向及び性自認に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがあります。それらは、一般的に次のことを指しています。

L: 女性の同性愛者(レズビアン)

G: 男性の同性愛者(ゲイ)

B: 両性愛者(バイセクシャル)

T: 性同一性障害(トランスジェンダー)

法務省HP「性の多様性について考える」から